



品川くみん

# オンブズマンの会

発行

04年8月

No.33

品川区民オンブズマンの会

〒140-0015

品川区西大井4-21-10

事務局 田出 (3775-4658)

## 政務調査費の監査請求は棄却されました その理由は（以下要約）

### 区議会事務局の説明 あえて行えば活動を萎縮する

議会事務局は条例の基準の適用に誤りがないかどうか、経理責任者に確認しているが、提出資料のみで「使途および経理」に対して独自の見解を持つことは困難。会派は一定の緊張関係に置かれた議員の集合体であるから提出資料が示す内容以上に政務調査活動を把握するのは困難。政務調査の定義は地方自治法で「その議会の議員の調査研究」とされその活動の適法、妥当の範囲の具体的、客観的な基準が示されていない。よって「必要な経費の一部」であったかどうかはその会派の見解によるほかはなく、所属議員以外の者が違法、不当であるかどうか決めるのは困難。これをあえて行えばその会派の政務調査活動の萎縮を招き、「議会の活性化」が失われる。以上の理由により調査費の支出に違法、不当はなかったものと考えられ提出資料中にこれを覆す事実は見出せない。

### 自由民主党区議団の説明夜を徹して議論し区政に生かす

政務調査費は政治活動の基幹をなすもので、その行動範囲は極めて広く、区の内外を問わず行われ曜日、時間など問わない。様々な区民や団体などの求めに応じて議員が出向く場合も少なくない。必ずしも政調会年間方針だけに基づいて行われるものでない。広範囲な政務調査を通じて区民の腹藏のない意見や率直な要望を聞く一方、議員同士が夜を徹して議論し精査した上で行政にとどけ区政に生かしている。これは議会が執行機関とくるまの両輪として機能し合うために不可欠の活動で、政策立案と行政に対する政治上のチェック機能を果たすことを目的とするものです。当議員団はこの点で大きな成果をあげてきた。政務調査活動とはそうした成果を挙げるまでの多様なプロセスであり、他の会派や行政と対峙しなければならぬ会派にとって、その内容が明らかにされることは、会派活動に重大な支障を生じさせ議会活動全体を停滞させる。法律上明快に定義されているとはいえない政務調査費が他の会派や執行機関の定義に拘束を受けるとすれば、独自の判断に基づいて多岐にわたる政務調査を行うことは困難。その態様を一定の形に合わせるような事態は避けるべきだ。複雑、多様な政務調査に真摯に取り組み、政策の提言と行政のチェックを通して住み良い自治体に発展するよう全力をあげる。

**判断** 地域に身近で密着した活動をおこなっている基礎自治体の議会の会派においては必ずしもあらかじめ場所を確保し、出席者を限定して行う公的機関の調査研究または会議の形式によらないもの、すなわち区民の意向、要望に応じて時間、場所を問わず多様な活動を行う必要性が存する事も理解できる。

**結論** 自由民主党品川区議団が行った政務調査費の各支出が使途制限に反するものとする明らかな論拠は見出しえず、執行機関の会計手続きにも瑕疵は認められない。したがって、請求人の主張には理由がないと認めざるをえない。

監査委員 市原勝祐 碓井憲男 本間 隆（区議）

## 再び東京地裁に提訴

前号でお知らせしました監査請求が左記のような内容で棄却されました。この結果、今回は2001年度、02年度の自民党品川区議団の政務調査費、研究費と会議費のうちの飲食費（キャバレー、クラブなど誤解を招きかねない不相当な支出であったとして返還した額を除く）

平成13年度分

研究費 416万9587円

会議費 25万2455円

平成14年度分

研究費 228万1486円

会議費 99万5467円

総合計 769万8995円

以上の金額を区長が自民党品川区議団に請求を求める訴訟です。（区に返還させる）

## 飲み屋で会議を行う合理的な必要性を認める余地なし

「研究費」「会議費」の名目で支出した場所は、「研究」「会議」を行うには不向きな場所ばかりである。また本件会派はこうした飲食費の支出を繰り返しているが、こうした支出態様に照らせば飲食、交際または遊興を主たる目的として、すなわち、区会議員としての交際の一環、その他の私的な動機に基づいてなされたものと考えざるを得ない。品川区議の各人は、会派に支給される政務調査費とは別に歳費として一人あたり月額六一六〇〇〇円の支給を受けており、日常的な飲食費や議員としての交際経費はこの歳費によってまかなうことが予定されている。この点から、この点からも議員としての交際費等を政務調査費から支出することは許されない。政務調査費の支出が「区政に関する調査研究」のための経費といえるためには「区政に関する調査研究」という目的に基づき支出がおこなわれたこと。経費支出が調査研究目的の達成のための合理的な必要性を認めうることに、この二つの要件を満たす必要がある。本件の各支出は「必要な経費」と認められることは困難。仮に店舗で「調査」「会議」が実施されたとしても各店舗で会議をおこなう合理的な必要性を認める余地はない。

訴状より一部抜粋

## 陳述がおこなわれました(要約)

請求人

桐島マサ江

四十数年間、品川で、保育園をやっていた。最初は無認可保育園で、途中から品川区の方を借りて区の土地につくらせていただいた認可園の、福祉法人の理事長をやっている。

いま品川区の若い人たちは、大変な思いで子育てをしている。連れ合いが、リストラになったりして、生活相談もあり、苦しい生活をしている。

今度の件に関しては、私は大変驚いた。保育料を値上げしなければやっていけないと言われているのに、同じ税金を使って、議員さんの活動はどうなっているのか。お金がなくて税金を払って暮らしている区民が、これを見たら皆驚く。うちの若い職員の見聞を聞いたら、いくらな

んでもないんじゃないか、と言っている。ここにある

お店にも行ってみた。二軒行ったがすし屋と飲み屋だ。政務調査に酒を飲んでやらなければいけないのか。議員は、大変なところで生きている区民の実態を知らないのではないか。

ここに来て喋るのは二度目だ。一回目は議員の海外視察だ。親が子どもを学校へ行かせるための最後の総仕上げとして期待していた二十年以上の歴史のある「お泊り保育」を区長の一声でやめた。子どもが育つのが大変な時代に、自立して小学校生活を送っていきけるようにと実施し、また子どもが皆、楽しい記憶だったといっている。「お泊り保育」を議員さんは子どもの意見も聞かず、ろくな議論もしないでやめた。「お泊り保育」をしても余るくらい金を

かけて海外視察をしている。海外視察は区民にとって何の役にたっているのか。やめてくれといったのに、いまだにやっている一度目は、私たちの頼みは実現できなかったが、今回はぜひ監査委員にはきちんと議論して取上げていただきたい。

こういう税金は返していただきたいと切に望む。

代理人

千葉恒久弁護士

私からは主として法律的な観点から補充したい。政務調査費は地方自治法の一〇〇条に議員の調査研究に資するための必要な経費の一部として政務調査費を出すところ。これに基づいて、各自治体は条例を作り品川区もそうしている。条例の二条に、議員の調査研究に資するために必要な経費の一部として政務調査費を支給するとなっている。また、六条には明確に政務調査費を区政に関する調査研究以外の経費に充ててはな

らないと明文化されていない。今回の支出はすべて飲食経費だ。そうすると政務調査費としてこの支出が許されるためには、この支出が区政に関する調査研究に資すること、そしてそれが必要なことの二点が要件となる。

飲食そのものは議員としての区政に関する調査研究の対象になるということとは考えられない。そうすると、どういう場合に飲食経費の支出が調査研究に資する、また必要な場合であるのか、ということだが、非常に考えにくい。飲食というものは調査研究の妨げになっても調査研究のために必要になるとは考えられない。

しかも本件の支出場所というのは、パブ、ライブハウス、カラオケバー、居酒屋など、これらの場所ですら調べて調査研究をやめるのか。常識的感覚からすれば検討がつかない。むしろ議員としての交際費、日常的な飲食経費にあてら

れているとしか考えられない。わたしは前回地裁で支出を行った会派の側にどういう調査研究にあてたのか何回も質問したが具体的中身は明らかにされなかった。説明できなかったのが真相ではないか。今回の件は裁判の件とは別なので一からお調べ願うことになる。常識的な感覚で審査し判断願いたい。

ちなみにどういふところで何回支出しているか調べた。居酒屋五八回、中華料理屋五六回、しゃぶしゃぶ三三回、すし屋三三回、うなぎ、ふぐ料理三三回、焼肉店二一回、二年間でこれだけの回数を支出しているそのこと事態が調査研究にあてられているものではないということの状況証拠だ。法律的にいうと、これらが調査研究にあてられていなければ返還の義務があるし、たとえこれらの場所でも調査研究がおこなわれていたとしても飲食店で調査研究をおこなわれなければならない

合理的な理由がなければ必要な経費とはいえないから返還の対象になる。飲食費が政務調査に必要な場合絶対ないかと言えれば極限的にはあるかもしれない。しかし今回の一覽にあげた支出のなかには使途基準にあるからという理由で認められるものはないことは明らかである。

代理人

佃 克彦弁護士

以前の監査では請求人の主観であるという理由で排斥された。その主観が法律、条令に照らして合理的かどうかの判断がこちらの機関に求められている。その事実があったかどうか、適法かどうかという判断が求められている。排斥されれば見解の相違でこちらは裁判に行くだけだ。前回の裁判で被告が債務を弁済したということ、こちらは主張に十分理由があったということだ。前回のようないふことがないよう判断願いたい

ご意見、ご感想をお寄せください